

○旅行命令等の権限の委任等に関する訓令

平成 7 年 4 月 26 日

本部訓令甲第 14 号

(旅行命令等の委任)

第 1 条 警察本部長は、警察庁旅費取扱規則（昭和 39 年総理府令第 11 号。以下「規則」という。）第 4 条第 2 項の規定により別表の左欄に掲げる者に対する旅行命令（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項第 1 号に定める旅行命令をいう。）及び証人、鑑定人、参考人、通訳、講師等に対する旅行依頼（法第 4 条第 1 項第 2 号に定める旅行依頼をいう。）の権限をそれぞれ同表の右欄に掲げる者に委任する。

(警察本部長の職務代理)

第 2 条 警察本部長は、事故のため規則第 4 条第 1 項の規定により委任を受けた旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の権限を行うことができない場合は、警察本部警務部長にその職務を代理させるものとする。

(委任を受けた者の職務代理)

第 3 条 第 1 条の規定により旅行命令等の権限の委任を受けた者は、事故のため同条の規定により委任を受けた旅行命令等の権限を行うことができない場合には、あらかじめ別記様式により警察本部会計課長に通知した者にその職務を代理させるものとする。

附 則

この訓令は、平成 7 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 7 月 27 日本部訓令甲第 9 号）

この訓令は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 18 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成20年3月31日から施行する。

附 則（平成21年3月13日本部訓令第3号）

この訓令は、平成21年3月27日から施行する。

附 則（平成24年3月12日本部訓令第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日本部訓令第4号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月24日本部訓令第10号）

この訓令は、令和7年4月24日から施行する。

※ 別表、別記様式（略）